

平成30年度第2回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：平成30年8月21日（火）10：00～11：30

2. 場 所：エコ計画ビル 2階 東会議室

3. 出席委員：（50音順）

青木 宏之 埼玉運輸支局

赤木 悦治 埼玉交通運輸労働組合

天沼 律子 利用者家族

伊藤 みどり 特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク

今井 崇子 西区健康福祉部支援課

内田 希 埼玉県企画財政部交通政策課（代理）

佐藤 真奈子 保健福祉局長寿応援部

瀧口 修一 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会

蓮見 実 浦和区健康福祉部保健センター

平野 浩一 岩槻区健康福祉部高齢介護課

町田 孝良 保健福祉局福祉部

丸山 喜代司 埼玉県個人タクシー協会

諸岡 正芳 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会（代理）

雪竹 伯宏 特定非営利活動法人大宮あゆむ会

4. 欠席委員：（50音順）

奥田 正教 社会福祉法人邑元会

河原塚 政行 子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

中村 正利 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会

柳 政男 埼玉県庁企画財政部交通政策課

5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 委嘱状交付

3 協 議

(1) 「さいたま市福祉有償運送運営協議会設置要綱」の一部改正について

(2) 更新登録の申請に係る協議について

- ・一般社団法人 メロディー
- ・一般社団法人 あるかでいあ

4 報 告

(1) 軽微な事項等の変更について

(2) 平成29年度下半期輸送実績報告について

5 閉 会

【配付資料】

○平成30年度第2回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○平成30年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○平成30年度第2回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 「さいたま市福祉有償運送運営協議会設置要綱」の改正について

○資料2 更新登録申請書（一般社団法人 メロディー）

○資料3 更新登録申請書（一般社団法人 あるかでいあ）

○資料4 軽微な事項等の変更について

○資料5 平成29年度下半期輸送実績報告書

○参考資料

【要旨】

●さいたま市福祉有償運送運営協議会新任委員の紹介について

新たに就任した丸山委員の紹介及び委嘱状交付

●「さいたま市福祉有償運送運営協議会設置要綱」の改正について

○事務局より、資料1に基づき概要説明

町田会長 「さいたま市福祉有償運送運営協議会設置要綱」の改正と、国の示す検討プロセスの導入について、2点協議したいと思う。青木委員より、補足説明等ありましたらお願いします。

青木委員 全国的に見て、NPO等が地域交通の確保のため手を挙げたとき、地元の交通事業者の反対により協議が進まないという事例があり、そういった地域から要望を受けていたところである。高齢者の移動手段を確保するという観点から、国土交通省において検討会を立上げ検討を進め、昨年6月に中間とりまとめを発表した。その中で、移動手段確保のために自家用有償旅客運送を積極的に活用していくことが謳われ、このたび、検討プロセスを導入した速やかな協議の実施等について、基本通達のガイドラインを改正し、平成30年3月30日付けで示したところである。この検討プロセスを導入した協議を行うためには、要綱に定めておく必要がある。ただ、埼玉県内の各地域において、交通事業者等の反対により、協議が1年～1年半経っても進展しないような事例はあまりない。このため、事務局からの提案は、まずは要綱のみ改正しておき、検討プロセスを導入した協議を要する事態に陥ったときは、運営協議会で協議の上導入するという趣旨と理解した。協議会の協議が成立しない、結論が出ないというような事例は見受けられないため、現状、検討プロセスの導入は必要ないという提案は理解できる。

伊藤委員 資料1の10～11頁に、今回示された検討プロセスの具体的な流れが示されている。こちらについて、青木委員より詳細をご説明いただきたい。

青木委員 資料1の5頁にあるフローをご覧いただきたい。地域公共交通会議のガイドラインで示したフローと同様のものである。交通手段の確保に困っている地域において、NPO等が自家用車を用いて輸送を実施したいという声があるとき、交通事業者から、このニーズにどう対応できるか提案してもらうため、その提

案を求める期間を2か月間としている。具体的な提案がない場合や、例えば利用希望者の住まいが遠く対応できない場合等、まずは2か月間、具体的な対応策の提案を求め、挙げられた提案について、運営協議会で協議を行う。一定期間協議を行い、それでも協議が調わないときは、最長4か月で協議を打ち切り、交通事業者では地域のニーズに対応することは困難とみなし、その後、NPO等による自家用有償運送について協議を行うこととなる。2か月間の提案、4か月間の協議、最長半年間の協議を行って結論が出ないときは、協議が調ったものとみなし、自家用有償運送の導入について協議を行うことができるようにするものである。これらの検討プロセスを導入した協議を行うために、要綱を改正しておくよう示したのが、昨年度末の基本通達であるが、地域によって特に問題が起きていないのであれば、いきなり導入するのではなく、各地域で様子を見ながら判断していただいて構わない。このため、事務局は、要綱を改正するのみとし、協議は従来通りの方法で良いのではないかと提案したと考えている。

○「さいたま市福祉有償運送運営協議会設置要綱」の改正について、全会一致で合意

- 町田会長 つづいて、検討プロセスの導入について、事務局からは、現時点での導入はしないという提案がありましたが、ご意見等ございますか。
- 瀧口委員 交通事業者の反対意見により協議がまとまらず、話が進まないという状況があると理解した。交通事業者から具体的な提案をするようなことは、さいたま市ではないと思うが、今後、状況の変化に応じて協議を進めていけるよう、要綱を改正しておくということか。
- 青木委員 福祉有償運送は、一人では公共交通機関を利用できない人を対象としており、旅客は限定される。県内の福祉タクシーの車両数は、障害者等のニーズに対して充足していないと考えている。今回の通達は、地域公共交通会議についても同様のものが示されているが、コミュニティバスやデマンドタクシー等の導入に関する議論を踏まえ、一般の高齢者や地域住民の輸送を、自家用車で行いたいというNPO等の声があったときのための検討プロセスである。交通空白地域において、例えばデマンドタクシーが欲しいというニーズがあり、交通事業者では対応できないとき、NPO等が自家用車による有償運送を速やかに実施

できるよう、高齢者等の移動手手段の確保を円滑に進めていくことが主な趣旨である。福祉有償運送については、旅客をドア・ツー・ドアで輸送するものであり、福祉タクシーが足りないという現状があるため、必要性の有無が議論となることはあまり見受けられない。地域によっては、バス等の公共交通がないため乗合タクシーを導入してほしいが、交通事業者が実施できないという状況もあり、そういったときにNPO等が手を挙げられるように制度を整え、可能性を広げるための通達である。

○本市運営協議会においては、現段階では、検討プロセスを導入した協議を行わず、従来通りの方法によることについて、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（一般社団法人 メロディー）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○一般社団法人 メロディー 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

- 伊藤委員 送迎サービス補償に加入しているようだが、全ての車が加入しているのか。
- 事業者 はい。
- 伊藤委員 プランBは搭乗中の事故等のための保険だが、降車の前後などの補償はどういった対策をとっているのか。
- 事業者 福祉サービス総合補償に加入しています。また、持込車の保険には業務用として登録しております。今年度、共同募金会の助成金で7人乗りのシエンタを購入しましたが、こちらもプランBに加入しております。
- 伊藤委員 かなり手厚い補償のように見受けられるが、加入した方が良いという意見などがあつたのか。
- 事業者 福祉有償運送を行うに当たり、保証は手厚い方が良いと思い、そこまで高額ではないため、加入したところです。
- 伊藤委員 旅客から収受する対価について、5kmで300円はかなり安いと思われる。タクシーであれば、2～5kmで加算されていく。定額に設定している理由を伺いたい。
- 事業者 利用者登録している方も多くはないため、事業として赤字にならない程度にと

考え、今の対価を設定しています。

佐藤委員 旅客名簿を見ると、重度の知的障害者の方が多いが、輸送のときはどれぐらい介助者がつくのか。

事業者 人によりますが、ヘルパー等、必要な人数をつけています。

佐藤委員 運転中に暴れる等、対応に苦慮したことはあるか。

事業者 車の中にいるときは静かに景色を見たり話したりしながら、問題なくできております。

青木委員 今回が初めての更新か。

事業者 はい。

青木委員 福祉有償運送を実施するに当たっては、安全運転の確認として、点呼や乗務記録の作成、報告等が必要である。運行管理マニュアルにはそちらについて明記されているが、実際にやっているか。持込車も管理者のチェックを確実に受けているか。

事業者 誰が誰を乗せて、いつ、どこへ行ったか、誰が確認したか、日誌に記録しております。

青木委員 乗務記録は運転者ごとに記録させるものだが、運転者自身が記録しているか。

事業者 今は運転者ごとの記録にはなっていない。

青木委員 乗務記録は、運転者ごとに記録させ、1年間保存しなければならない。

瀧口委員 タクシー事業者でいう業務日報である。

青木委員 会社でつける記録と、運転者がつける乗務記録は別である。乗務者は、乗務したとき記録をつけ、管理者へ報告し、その記録は運転者ごとに保存しなければならない。これは法令に定められた事項である。法令違反にならないよう、対面の点呼や運転者ごとの乗務記録の作成・報告・保存等について、確実に実施していただきたい。埼玉県が作成しているマニュアルに、確認事項等が示されているため、それらを参考に、法令に基づいた運送をお願いしたい。また、飲酒の確認に当たり、アルコールチェッカーは使っているか。

事業者 使っていません。飲酒する人もいません。

青木委員 安価で買えるものであるため、適宜必要に応じて使っていただきたい。飲酒する人がいないこと、交通事業者ではないため義務ではないことから、必ず使用するようには言わないが、何かあったとき問題になることのないよう、抑止

力として、アルコールチェッカーを使うなど、チェックする体制の整備について検討していただきたい。最近では、交通事業者では睡眠に関するチェックも始まっている。それだけ注意しておく必要がある、大事なことと捉えてほしい。

丸山委員 運転者の資格について、ヘルパーや強度行動障害支援者など、様々な資格や実施期間があるが、詳しく伺いたい。

事業者 重度の知的障害者の方を支援できるよう、強度行動障害などの研修を、法人で全額支援して受講させ、資格を取得してもらっています。様々な機関が研修を実施していたり、移動支援等のサービスを実施できる資格の幅が広がったり、ヘルパー2級が初任者研修へ体系が変わったりしたことで、人によってまちまちの添付書類となっております。

○一般社団法人 メロディー 退室

○一般社団法人 メロディーの申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（一般社団法人 あるかであ）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○一般社団法人 あるかであ 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

丸山委員 旅客名簿を見ると、春日部市や川口市在住の方がいるようだが、運送区域はさいたま市のみで問題ないか。さいたま市へ運送しているということか。

事業者 さいたま市内の事業所へ通うに当たり、生活介護の送迎が使えないときや保護者の事情等に応じて、有償運送を実施しています。さいたま市を含めた輸送のため問題ないと考えておりましたが、春日部や川口でも事業者登録が必要ということでしょうか。

青木委員 出発地または到着地のいずれかがさいたま市であれば問題ない。そういった運送を行っているかという現状確認である。

丸山委員 そのような理解でよろしいか。

事業者 はい。

今井委員 通所サービスを利用する方が登録しているのか。

事業者 当法人の通所サービスであれば、自宅へ迎えに行く送迎もついでありますが、他の事業所では、春日部市などは遠く、送迎してもらえない場合もある。その分を生活サポートとして支援しています。利用者負担はありますが、それでも利用したいという声があり、有償運送を実施しているところです。

丸山委員 リース車両1台の車検証について、有効期限が切れているようだが、問題ないか。

事業者 更新登録申請には間に合いませんでしたが、現在は契約更新済みです。

内田委員代理 車検証について、埼玉県へ登録申請を出すときは最新のものをご提出いただきたい。

青木委員 旅客から収受する対価について、距離制で1km当たり100円の加算とあるが、10kmで1,110円となっている。

事業者 1,100円の誤りです。訂正しご提出します。

青木委員 今回が初めての更新か。

事業者 はい。

青木委員 福祉有償運送を実施するに当たっては、安全運転の確認として、点呼や乗務記録の作成、報告等が必要である。運行管理マニュアルにはそちらについて明記されているが、実際にやっているか。

事業者 記録表を作成しまとめております。

青木委員 安全運転確認には、疾病のほか、飲酒などの確認も必要であるが、アルコールチェッカーなどは使っているか。

事業者 使っていません。

青木委員 安価で買えるものであるため、適宜必要に応じて使っていただきたい。いつ起きるかわからないため、万が一のことがないような対応をお願いしたい。例えば、雪であれば速度を落とすように、雨であれば見通しが悪いため歩行者に気を付けるように等、管理者は必要な指示を出した上で記録をつけるなど、安全確認を徹底していただきたい。

○一般社団法人 あるかであ いあ 退室

- 瀧口委員 参考までに申し上げる。対価設定の参考としているタクシー料金だが、初乗り730円は正しいが、加算された金額が誤っている。タクシー料金が分からない場合は情報提供できるため、お問い合わせいただきたい。
- 青木委員 乗務記録等について、今回の2団体ともお話ししたが、他の地区で、運転者ごとに乗務記録をつけず、対面点呼も行っていないという事業者がいた。それ以外でも全て持込車を使用しており、対面点呼の実施が疑問視される団体もあった。これらの記録は、更新登録以外でチェックできる機会がないため、今後事務局にて、例えば直近1ヶ月分の乗務記録等を確認してもらえればと思う。埼玉県が作成している手引きで、乗務記録や対面点呼の確認票など、法令で定められた確認事項をまとめた様式がある。こちらを活用し、乗務記録等を作成しチェックしているか、更新登録事業者については確認した方が良いと考える。交通事業者であれば行政処分があるが、有償運送は監査を行うことはほとんどないため、確認できない。更新登録が適当な機会と考える。安全確保のため必要なことであり、法令にも定められている。今回の更新登録に限らず、今後の協議に向けた全般的なこととしてお願いしたい。
- 伊藤委員 法令順守は大切なことであるが、点呼については、原則対面としつつ、困難なときは対面に限らないという国の通知も出ている。「必ず対面点呼でなければならない」とすると、有償運送を実施できない事業者もいるという実態がある。利用者の家が点在しているため、対面点呼が必須なら、有償運送はできないと、事業者登録を取り下げたという事例も目にしている。また、アルコールチェッカーだが、ヘルパーは飲酒しない前提で仕事しており、その前提を疑うような仕組みを導入することになるため、抵抗がある。飲酒よりもむしろ、疲労による事故発生の危険など、問題は他にある。点呼の項目として飲酒の有無の確認があるのは理解できるが、その確認の手法を「アルコールチェッカーを使用すること」と指定したり、アルコールのチェックばかり注視したりするのは疑問である。現場において、何が問題で何が大事か、そのために何をすべきか検討することが大切である。アルコールチェッカーを買えば良いというものではないと考える。
- 諸岡委員代理 対面点呼はあくまで原則。あとは方法論の話であり、各社でどう点呼を行うか検討することになる。直接送迎する方のもとへ出向くときは、電話で点呼を行

うことも方法として考えられる。全て対面でなくて良いということではないが、点呼を実施しないことが一番問題であるため、何かしらの形で点呼を行うということで、電話確認もあり得る。観光バス等は、泊まり込みもするが、朝や休憩後に、電話で管理者と状況確認等を行っている。アルコールチェックは、道路交通法との絡みもあるため、確認が求められている。万が一事故が起きたときは、過労か酒気帯びか等、原因を探ることになるが、運転者が「飲めない」「飲まない」という確認には裏付けがない。食べ物等によっては、アルコールの成分が含まれており、実際の事例もある。ただ、アルコールチェックの実施は最低限必要なことであり、そのやり方は様々で良いと思う。チェックをする、チェックが必須であるという心構えを持たせるために、「チェックを受ける」という体制を整えてほしい。

青木委員 抑止力として備えていただきたい。

伊藤委員 点呼もアルコールのチェックも必ず行わなければならないものという意識を持つことは大事だが、アルコールチェッカーだけでなく、様々な方法を示してあげれば、事業者はそれぞれの事情に応じた方法を選択し適用できる。

諸岡委員代理 方法論の話であるため、事業所ごとの事情に応じて、チェックを行っていただきたい。

町田会長 今後の運営協議会では、義務付けるというのではなく、現在どのような方法で点呼やアルコールチェック等、安全確認を実施しているか、事業者へ確認することとする。

○一般社団法人 あるかでいあの申請について、全会一致で合意

●軽微な事項等の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料4に基づき説明

●平成29年度下半期輸送実績報告について

○事務局から、概要を資料5に基づき説明

以上